

議案第 3 2 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条第 1 項の規定により市道路線を次のとおり認定し、同法第 1 0 条第 1 項の規定により市道路線を次のとおり廃止する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

1 認定路線

認定番号	路線名	起点	終点	摘要
3 1 2 9 5	阿野田 3 4 号線	阿野田町字 樋口 8 0 1 番 1 8 地先	阿野田町字 樋口 8 2 0 番地先	路線の一部が 一般交通の用 に供する必要 がなくなった ことに伴う新 規路線の認定

2 廃止路線

認定番号	路線名	起点	終点	摘要
3 1 1 6 7	阿野田 3 4 号線	阿野田町字 樋口 8 0 1 番 1 8 地先	阿野田町字 樺野 8 4 2 番 1 地先	路線の一部が 一般交通の用 に供する必要 がなくなった ことに伴う路 線の廃止

提案理由

市道路線の認定及び廃止について、道路法第 8 条第 2 項及び同法第 1 0 条第 3 項の規定により準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。